（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行時特例市に対する第五条の規定による改正後の津波防災地域づくりに関する法律施行規則第五十条、別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七の規定の適用については、同規則第五十条中「又は同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、同規則別記様式第十二、別記様式第十四、別記様式第十六及び別記様式第十七中

「都道府県知事
指定都市の長
中核市の長」

とあるのは

「都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
施行時特例市の長」

とする。

規　則

○国家公安委員会規則第三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項及び第二項並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条の規定に基づき、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則の一部を改正する規則

技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和五十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十二条とする。

第六条の見出し中「修了基準等」を「修了認定」に改め、同条中「法第五条の五第一項に規定する講習（この条において「技能講習」という。）において」を削り、「を修得したと認められる基準に達した」を「について第六条から第九条までに定めるところにより行つた技能講習の課程を終了し、都道府県公安委員会等が当該事項を修得したと認定した」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を第十一条とする。

第五条の次に次の五条を加える。

（操作講習の講習事項）

第六条　法第五条の五第一項に規定する講習（以下「技能講習」という。）のうち、令第二十一条第二項の表の猟銃の操作の科目の項に掲げる事項についての講習（以下この条において「操作講習」という。）は、当該操作講習を受ける者に、次の各号に掲げる動作について、それぞれ当該各号に定める回数行わせた後、射台において実包の装塡及び抜出し並びに実射をさせることによつて行うものとする。

一　猟銃の点検及び分解結合　一回
二　猟銃の保持及び携行　一回
三　模擬弾の装塡及び脱包　二回
四　照準及び空撃ち　五回
五　不発の場合の処理　一回

2　都道府県公安委員会又は法第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員（以下「都道府県公安委員会等」という。）は、指導のため必要があると認めるときは、前項各号に定める回数を超えて同項各号に掲げる動作を行わせることができる。

3　操作講習においては、第一条第一号アからケまでに掲げる行為を行わないことについて指導するものとする。

（散弾銃射撃講習の講習事項）

第七条　技能講習のうち、令第二十一条第二項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃によるもの（以下この条において「散弾銃射撃講習」という。）は、トラップ射撃又はスキート射撃により行うものとする。

2　散弾銃射撃講習において使用する標的は、直径が百八ミリメートル以上百十二ミリメートル以下、高さが二十五ミリメートル以上二十八ミリメートル以下で、かつ、重量が百グラム以上百十グラム以下のクレーとする。

3　散弾銃射撃講習における標的の放出方法は、次に掲げるとおりとする。

一　標的は、トラップ射撃にあつては最大飛しよう距離が七十メートル以上八十メートル以下に、スキート射撃にあつては最大飛しよう距離が六十五メートル以上六十七メートル以下になるような速度で放出するものとする。

二　標的は、当該講習を受ける者一人につき二十五個以上放出するものとする。

三　標的は、一個ずつ放出するものとする。

4　散弾銃射撃講習における射撃回数は、標的一個に対して一回とする。

5　スキート射撃による散弾銃射撃講習は、当該講習を受ける者一人につき五以上の射台を使用して行うものとする。

6　散弾銃射撃講習においては、射撃姿勢、射撃動作その他必要な事項について指導するものとする。

（ライフル銃等射撃講習の講習事項）

第八条　技能講習のうち、令第二十一条第二項の表の猟銃の射撃の科目の項に掲げる事項についての講習であつて散弾銃以外の猟銃によるもの（以下この条において「ライフル銃等射撃講習」という。）は、次に掲げる射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）のうち一以上の射撃姿勢により行うものとする。

一　立射
二　膝射
三　伏射
四　肘射

2　ライフル銃等射撃講習において使用する標的の直径は、三百三十三ミリメートル以上三百六十六ミリメートル以下とし、射撃線から標的までの距離は五十メートルとする。

3　ライフル銃等射撃講習における射撃回数は、十回以上とする。

4　ライフル銃等射撃講習においては、射撃姿勢、射撃動作その他必要な事項について指導するものとする。

（技能講習の講習時間）

第九条　技能講習における講習時間は、二時間以上とする。

（技能講習の打切り）

第十条　都道府県公安委員会等は、技能講習を受けている者が当該技能講習を安全に実施するための指示に従わない場合においては、その者に係る技能講習を打ち切ることができる。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

警察官等けん銃使用及び取扱い規範及び警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則

（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第一条　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（記録票）

第二十二条　銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。